

与論町立学校給食センター整備事業
実施方針（案）



令和8年5月

与論町 教育委員会

目 次

序章 はじめに	- 1 -
第1章 事業概要	- 2 -
1. 事業名称	- 2 -
2. 事業の場所	- 2 -
3. 事業の目的	- 2 -
4. 事業スケジュール	- 2 -
5. 事業範囲	- 3 -
6. 支払い条件	- 3 -
第2章 事業者の募集及び選定	- 4 -
1. 募集及び選定の方法	- 4 -
2. 募集及び選定のスケジュール	- 4 -
3. 実施方針（案）等に関する質疑・意見の受付等	- 4 -
4. 応募者の資格要件等	- 5 -
5. 審査及び選定	- 7 -
6. 提出書類の取扱	- 8 -
7. その他	- 8 -
第3章 事業者の責任の明確化と事業の適正かつ確実な実施の確保	- 9 -
1. 責任分担に関する基本的な考え方	- 9 -
2. 予想されるリスクと責任分担	- 9 -
3. リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	- 10 -

序章 はじめに

与論町（以下、「本町」という。）は、設計・施工一括発注方式（以下、「DB方式」という。）により、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用した「与論町立学校給食センター整備事業（以下、「本事業」という。）の実施を予定しています。

この実施方針は、本事業の概要や実施条件等を整理したもので、民間事業者の参入を促すことを目的に、募集要項等の公表に先立って、事業の全体像を明らかにし、民間事業者からの意見聴取等を経て、実現可能性の高い事業実施条件を検討するために策定したものです。

第1章 事業概要

1. 事業名称

与論町立学校給食センター整備事業

2. 事業の場所

鹿児島県大島郡与論町茶花1400番地

3. 事業の目的

昭和50年3月に建築された与論町立学校給食センターは、築後50年が経過する中、劣化の進行や設備の陳腐化など様々な問題が生じています。

特に、屋根や壁の爆裂・クラックが顕著で、落下対策として応急的にベニヤ板で天井が設けられているほか、屋根の爆裂に伴う雨漏れに起因するシミが発生するなど老朽化による損傷等が深刻な状態です。

このような中、本町では、令和6年12月に「与論町立学校給食センター整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を、また令和7年11月には「与論町立学校給食センター整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

本事業は、基本構想及び基本計画の具現化を図るもので、DB方式により民間事業者の創意工夫や豊富なノウハウを活用し、整備の基本方針として掲げた次の5項目が担保された施設を整備することを目的としています。

- (1) 安全・安心な給食提供
- (2) 学校給食の安定的な提供
- (3) 栄養バランスの取れたおいしい学校給食の提供
- (4) 食育・地産地消の推進
- (5) 防災拠点機能強化

4. 事業スケジュール

概ね下記のスケジュールを予定しています。

時期	工程
令和8年10月下旬	契約締結
令和8年10月下旬～令和9年3月	基本・実施設計
令和9年4月～令和10年6月	第一期工事（青年会館解体、新学校給食センター建設等）
令和10年7月～8月	操業開始支援（職員トレーニング等）
令和10年9月	操業開始
令和10年9月～令和11年3月	第二期工事（旧学校給食センター解体、備蓄倉庫等建設等）

5. 事業範囲

ア 施設整備業務

次に掲げる業務及びこれらに付随する業務とします。

- ・ 測量等事前調査業務
- ・ 各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援含む。）
- ・ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ・ 工事監理業務
- ・ 建設工事（解体工事、基礎工事、外構整備、排水処理施設（除害施設）整備を含む。）
- ・ 調理設備調達・搬入設置業務
- ・ 食器・食缶等調達業務
- ・ 事務備品調達業務
- ・ 近隣対応・周辺対策業務
- ・ 完成検査及び引渡し業務
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 操業支援業務

次に掲げる操業のための準備支援及びこれらに付随する業務とします。

- ・ 施設及び各種設備並びに備品等の取扱いに関するマニュアルの作成
- ・ 各種設備・備品等の試運転
- ・ 調理機器台帳・什器備品台帳の作成
- ・ 調理員の研修
- ・ 落成式・試食会等の開催支援
- ・ 施設概要パンフレットの作成

6. 支払い条件

本町は本事業の事業者に対し、契約金額を令和8年度から令和10年度の事業期間完了までの各年度において、本町が年度ごとの想定出来高の範囲内で算定した額を前払いまたは部分払いで支払います。

その他支払い方法等詳細は、募集要項及び契約書（案）に示します。

第2章 事業者の募集及び選定

1. 募集及び選定の方法

公平性及び透明性並びに競争性の確保に配慮し、設計及び施工、その他の関連業務について、高度な技術力と豊富なノウハウを有する事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

2. 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定にあたっては、下記のスケジュールを予定しています。

日程	工程
令和8年5月29日	実施方針及び要求水準書（案）等（以下、「実施方針（案）等」という。）の公表
令和8年5月29日～6月15日	実施方針（案）等に関する質疑・意見の受付
令和8年6月22日頃	実施方針（案）等に関する質疑及び意見に対する回答
令和8年7月10日頃	募集要項及び実施方針、要求水準書、審査基準、様式集及び契約書（案）等（以下、「募集要項等」という。）の公表
令和8年7月10日～24日	募集要項等に関する質疑の受付
令和8年8月3日頃	募集要項等に関する質疑に対する回答
令和8年8月3日～12日	参加表明書の受付
令和8年8月17日頃	参加資格審査結果の通知
令和8年8月17日～10月2日	提案関係書類の受付
令和8年10月上旬	審査会（プレゼンテーション審査）
令和8年10月中旬	優先交渉権者の決定・公表
令和8年10月下旬	優先交渉権者との契約締結

3. 実施方針（案）等に関する質疑・意見の受付等

ア 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を以下のとおり受け付けます。

- 受付期間： 令和8年5月29日（金）～6月15日（月）17時
- 提出方法： 質問・意見の内容を簡潔にまとめ、別紙様式に質問・意見事項を記入の上、下記提出先までE-mailに添付して提出してください。
- 提出先： 与論町教育委員会事務局 学務課
E-mail：gakumu@yoron.jp
〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花1418番地1
TEL：0997-97-2441 FAX：0997-97-4196

イ 実施方針（案）等に関する質問・意見に対する回答

実施方針等に関する質問・意見及びその回答は、提出者名を除き、与論町のホームページへ令和8年6月22日（月）までに掲載します。

ウ 募集要項等の公表

提出された質問・意見を踏まえ、実施方針等を調整した後、「2. 募集及び選定のスケジュール」記載のスケジュールに従い、募集要項等を公表します。

エ 募集要項等公表後のスケジュール等

募集要項等公表後のスケジュール等は、募集要項等の中で明示します。

4. 応募者の資格要件等

ア 応募者

応募者は、本町が求める機能・性能を備えた学校給食センターを建設することができる企画力及び技術力、実績、資力等を有する複数の企業により構成されたグループ（以下、「応募グループ」という。）とします。

イ 応募グループの要件

応募グループは、以下に掲げる企業（以下、「構成企業」という。）で構成されているものとします。

① 設計企業

本施設の設計及び工事監理を行う企業とします。

② 建設企業

本施設の建設工事を担企業とします。

③ 厨房設備企業

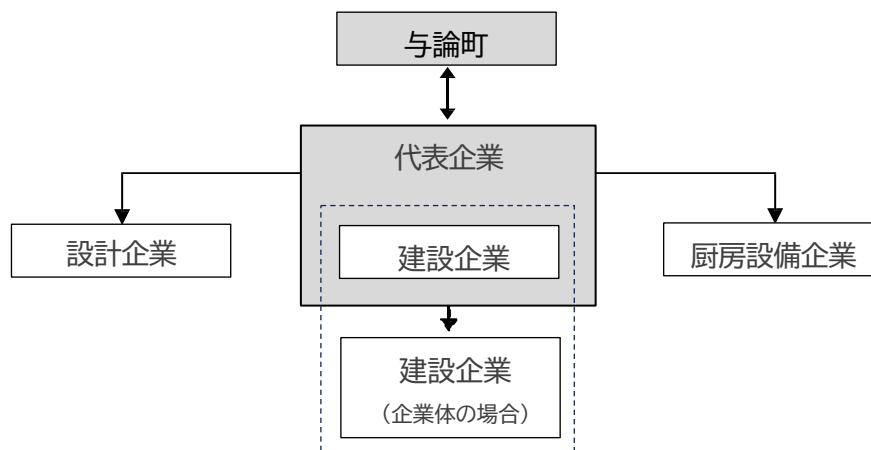
本施設の厨房設備及び食器・食缶等の調達を行う企業とします。

ウ 代表企業

代表企業は、建設企業（建設工事共同企業体の場合は出資比率が最大の企業）とします。

なお、代表企業は、応募グループ内の調整等を行い、本事業への応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約事務などの窓口を担うものとし、本町からの通知等は原則として代表企業へ行います。

■ 応募グループの構成と連絡体制



工 構成企業等の要件

① 構成企業の要件

構成企業は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 参加願提出日から設計候補者決定の日までの間に、与論町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（令和 4 年告示第 108 号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) 構成企業（他の応募グループの構成企業を含む。）間で資本関係がない（他の構成企業の発行済み株式総数の過半の株式を有していないまたは、出資総額の過半を出資していない）こと。
- (4) 構成企業（他の応募グループの構成企業を含む。）間で人的関係がない（代表権を有する役員が他の構成企業の役員を兼ねていない）こと。
- (5) 主たる事務所等の所在地において、納期の到来している市町村税を完納していること。
- (6) 与論町立学校給食センター整備事業公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員及びその家族と資本関係または人的関係にないこと。

② 設計企業の要件

設計企業は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所登録を受けた単体の企業であること。
- (2) 本プロポーザル応募参加願の提出日（以下、「参加願提出日」という。）現在、鹿児島県内に主たる営業所を有すること。
- (3) 与論町の測量・建設コンサルタント等の入札参加資格者登録を受けていること。
- (4) 参加願提出日現在、直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）雇用関係にある一級建築士の資格を有する者を 3 名以上有すること。
- (5) 一級建築士事務所として、国、都道府県、市区町村の発注による学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条の規定による共同調理場（以下、「学校給食センター」という。）の新築、増築または改築に係る基本設計または実施設計（平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに設計が完了したものに限り、（設計共同企業体で受注した物件については代表者であること。)) の実績を有していること。

③ 建設企業の要件

建設企業は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する単体の企業若しくは建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する企業を含む 2 者以上の企業で構成される建設工事共同企業体（この場合において、特定建設業の許可を有する企業の出資比率は最大であること。（全ての企業が建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する場合を除く。)) であること。
- (2) 本プロポーザル応募参加願の提出日（以下、「参加願提出日」という。）現在、鹿児島県内に主たる営業所を有すること。
- (3) 参加願提出日現在、1 者以上は与論町内に主たる営業所を有すること。
- (4) 建設工事共同企業体の場合の最低の出資比率は 10% とすること。

- (5) 国、都道府県、市区町村の発注による公共建築物の新築、増築または改築に係る建築工事（平成23年4月1日から令和8年3月31日までに竣工したものに限る。（建設工事共同企業体で受注した物件については代表者であること。）の実績を有していること。（建設工事共同企業体の場合は、出資比率が最大の構成員に限る。）

④ 厨房設備企業の要件

厨房設備企業は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 本プロポーザル応募参加願の提出日（以下、「参加願提出日」という。）現在、九州・沖縄県内に営業所を有すること。
(2) 平成23年4月1日から令和8年3月31日までに、一日あたりの調理能力500食以上の学校給食センターに学校給食厨房機器一式を納入した実績を有していること。

⑤ その他

- (1) 参加資格の確認基準日は、参加資格確認書類の受付締切日とします。
(2) 応募者の構成員の変更は原則として認めません。
(3) 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの期間に、構成員が「エ 構成企業等の要件」を満足しなくなった場合は、原則として、当該応募者の参加資格を取り消します。

オ 応募者の責務

本事業が公共事業であることに鑑み、中小受託事業者を選定する場合、また必要な資機材・消耗品等を調達する場合は、町内事業者の活用に努めてください。

5. 審査及び選定

ア 審査体制

本事業に最適な事業者の選定を公平かつ公正に行うため、提案書等の審査は、学識経験者、庁内関係者等で構成する審査委員会において行います。

イ 審査の手順

① 応募参加資格審査

応募参加資格審査申請書により参加資格要件への適合状況を審査し、町は審査結果を応募者の代表企業に通知します。

② 提案書等審査

応募者からプレゼンテーションを受け、提案書等の記載内容とあわせてヒアリングを行った後、審査基準に従い総合的に審査・評価し、最優秀提案者及び優秀提案者（次点）を選定します。

ウ 審査事項

別に定める審査基準に示します。

エ 審査結果の公表

与論町のホームページで公表します。

6. 提出書類の取扱

ア 提出書類

応募参加資格審査申請書及び提案書等の提出書類は返却しません。

イ 著作権

提案書等の著作権は、応募者に帰属するが、町は応募された全作品の内容について、審査結果の公表時及び応募作品の閲覧、当施設の作品集、記念誌等において利用することができるものとしします。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより結果生じる責任は、原則として応募者が負うものとしします。

また、これによって町が損失または損害を被った場合には、当該応募者は町に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならないものとしします。

7. その他

ア 経費負担

応募参加資格審査申請書及び提案書等の作成経費等、応募に要する経費は、応募者の負担とします。

イ 使用する言語、通貨、単位

本事業に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によることとしします。

ウ 情報提供

本事業に関する情報は、与論町のホームページにより行います。

エ 問い合わせ窓口

与論町 教育委員会事務局 学務課

〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 1418 番地 1

TEL：0997-97-2441 FAX：0997-97-4196

E-mail：gakumu@yoron.jp

第3章 事業者の責任の明確化と事業の適正かつ確実な実施の確保

1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、町と事業者が適正にリスクを分担することにより、高品質な施設を目指すものです。このため、事業者の業務に係る責任は、町が責任を負うべき合理的な理由がある場合を除き、原則として事業者が負うものとします。

2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び町と事業者の責任分担は、次のとおりとします。

なお、責任分担の程度や具体的な内容については、「募集要項」に添付する「契約書(案)」に示します。

■ リスク分担表

段階	リスクの種類	No	概要	負担者	
				町	事業者
共通	応募手続き	1	公表書類の誤り、応募手続きの誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く民間企業一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	本事業に直接関係する税制の新設・変更等	○	
		5	上記以外の税制度の新設・変更等		○
	許認可取得遅延	6	町の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う調査、建設、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	町の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	町の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	物価変動※ ¹	14	事業期間中のインフレ・デフレ	○	○
	事業の中止・延期	15	町の帰責事由により事業を中止・延期した場合	○	
		16	事業者の帰責事由により事業を中止・延期した場合		○
		17	上記以外のもの	○	○
	構成員の能力不足等	18	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
契約前	応募費用	19	本件への応募に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	20	応募者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		21	議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延※ ²	○	○
		22	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

段階	リスクの種類	No	概要	負担者	
				町	事業者
調査・設計	測量・調査	23	町が実施した測量、調査に関するもの	○	
		24	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	25	町の帰責事由により変更する場合	○	
		26	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	27	町の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		28	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	29	町の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		30	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	31	本件施設建設予定地の確保に関するもの	○	
	用地の瑕疵	32	本件施設建設予定地の土壌汚染などに関するもの	○	
		33	町が把握し、事前に公表した地下埋設物の処理に関するもの		○
		34	地下埋設物に関する上記以外のもの	○	
	地質・地盤	35	事業者が実施する地質・地盤調査等の不備・誤りによるもの		○
		36	上記以外のもの	○	
	工事遅延	37	町の帰責事由によるもの	○	
		38	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	39	町の帰責事由によるもの	○	
		40	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	41	本件施設完成後、要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	42	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○

※1 一定範囲のものは事業者が、それ以上のものは町が負担するものとします。

※2 事由の如何を問わず事業者及び町は自らに発生する費用を負担するものとします。

3. リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原則として、町または事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担するものとします。

また、町及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、「募集要項」に添付する「契約書（案）」において定めるものとします。